

御浜町ふるさと納税事務支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年10月

御 浜 町

御浜町ふるさと納税事務支援業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務目的

本業務は、御浜町ふるさと納税を推進するため、御浜町（以下「本町」という。）が実施するふるさと納税業務について、寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・配送管理、返礼品提供事業者の開拓、返礼品の拡充・改善対応及び情報発信等の業務を民間事業者（以下「受託者」という。）に業務を委託することにより、効果的かつ効率的なふるさと納税業務の実施を図るとともに、本町の魅力発信の充実、地域活性化や町内産業の発展、新たな寄附者の獲得やリピーターの確保を通じて寄附金額の増加を図ることを目的とする。

2. 業務の内容

（１）業務の名称

御浜町ふるさと納税事務支援業務委託

（２）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（３）委託期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

※契約締結日から令和9年3月31日までは業務引継ぎ期間とし、この間の委託料及び費用等の支払いは一切発生しないものとする。

（４）業務場所

三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1

（５）見積限度額

本町が受領した寄附金額の10.0%（税込）以内

※提案価格が10.0%（税込）を超える場合の提案は無効とする。

3. プロポーザル参加資格要件

プロポーザルの参加資格要件は、以下の条件をすべて満たしている者とする。

ア 地方公共団体からの委託により、過去5年以内に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

イ 本要領を告示した日現在、御浜町入札参加資格者名簿（物品・業務委託）において、「公共サービス業務」に登録されている者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 御浜町建設工事等指名停止措置要領（平成20年御浜町要領第2号）により、資格停止を受けている期間でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事

再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者、又は申立てがなされていない者であること。

カ 国税及び地方税を滞納していないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

4. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 「3. プロポーザル参加資格要件」に定めた資格が備わっていない場合

イ 提案に係る見積額が本要領に定める見積限度額を超える場合

ウ 複数の提案書を提出した場合

エ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じない場合

オ 提出期限までに提案書等が提出されない場合

カ 提案書等に虚偽の記載があった場合

キ 正当な理由がなく、審査に不参加又は遅刻した場合

ク 審査の公平性を害する行為があった場合

5. 実施スケジュール

内 容	日 時
①実施の公告	令和8年10月7日（水）
②参加表明書の提出期限	令和8年10月20日（火）午後5時まで
③本プロポーザルに関する質問書の提出期限	令和8年10月20日（火）午後5時まで
④本プロポーザルに関する質問の回答	令和8年10月23日（金）
⑤企画提案書等の提出期限	令和8年11月4日（水）午後5時まで
⑥審査の実施及び優先交渉権者の決定	令和8年11月11日（水）～11月18日（水） 【予定】
⑦仕様の協議及び契約の締結	令和8年11月下旬～12月上旬【予定】

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

6. 参加表明書の提出

（1）提出方法

電子メールでの提出とする。なお、必ず電話により御浜町役場総務課へ着信確認すること。

（2）提出期限

令和8年10月20日（火）午後5時まで

（3）提出書類

①参加表明書【様式第1号】

②応募資格を有する旨の申出書【様式第2号】

(4) 留意事項

ア 押印済みの①及び②の書類をPDF化し、送付すること。

イ 原本は、企画提案書等の提出時（令和8年11月4日（水）午後5時）に合わせて提出すること。

7. 本プロポーザルに関する質問

(1) 質問先

御浜町役場 総務課 財政係

(2) 質問受付期限

令和8年10月20日（火）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書【様式第6号】に質問事項を記載の上、電子メールでの提出とする。なお、必ず電話により御浜町役場総務課へ着信確認すること。

(4) 質問回答

令和8年10月23日（金）までに参加表明書を提出した者に電子メールにて回答する。

(5) 留意事項

電話及び口頭での回答など個別には対応しない。また、質問者名は公表しないものとする。

8. 提案書等の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送（書留又は特定記録郵便に限る。）とする。

(2) 提出期限

令和8年11月4日（水）午後5時まで

(3) 提出先

〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1
御浜町役場 総務課 財政係 宛

(4) 提出書類

①参加申込書兼事業者概要書【様式第3号】

②企画提案書（任意様式）

- ・日本工業規格のA4版で、カラー印刷（両面印刷可）とし、文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。ただし、やむを得ず部分的に小さな文字サイズを使用することは可とする。
- ・企画提案書は、「10. 選定方法及び選定基準」（5）に掲げる評価基準及び仕様書の内容を踏まえて作成すること。
- ・企画提案書（副本）には、社名、代表者名など、企画提案参加者名を連想させる事項は記載しないこと。判別できる場合は、失格とすることがあるため、十分確認の上、提出すること。

③提案見積書【様式第4号】

- ・あて先は、「御浜町長」とすること。

④業務実績書【様式第5号】

- ・発注者、委託業務名、業務内容、契約期間、契約金額を記載し、契約書及び業務履行の確認ができる資料の写しを添付すること。

⑤納税証明書

- ・法人税、消費税及び本町の町税について滞納がないことを証明するもの
(本町の町税については、本町に納税義務がある場合のみ)
- ・提出の3ヶ月以内に発行されたもの
- ・写し可とする。

(5) 提出部数

正本：1部

副本：5部

(6) 提出にあたっての留意事項

ア 正本については、①から⑤までの提出書類一式をファイル等に綴じること。

イ 副本については、②のみをファイル等に綴じること。

ウ ①及び③から⑤までは、正本1部のみを提出すること。

エ 表紙には、タイトル（「御浜町ふるさと納税事務支援業務委託企画提案書」）及び提案事業者名（正本のみ）を記載すること。

9. 提出書類の取扱い

- (1) 本町が提示する資料及び回答書は、仕様書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (3) 提出期間を過ぎた提出書類の差し替え及び追加、削除は認めない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (5) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づく開示請求があった場合は、応募者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りではない。
- (6) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製し用いることがある。

10. 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

優先交渉権者の選定にあたっては、企画提案書等の提出期限後、書類審査及びプレゼンテーションによる審査にて選考する。

(2) 審査委員会の設置

本町は、優先交渉権者を選定するため、御浜町ふるさと納税事務支援業務委託プロポーザ

ル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（３）書類審査の実施

参加希望者より提出のあった企画提案書等書類を審査し、参加資格の有無を決定する。書類審査においては、見積額（様式第４号）が本要領に定める見積限度額を超える場合、もしくは本要領「３．プロポーザル参加資格要件」及び「４．失格事項」に該当する事項について審査を行う。なお、結果については、書面により通知するものとする。

（４）プレゼンテーションの実施

審査は提出された提案書等により、審査委員会において実施する。以下のとおり評価を行い、最も優れている提案者を優先交渉権者として選定する。

①実施日時及び実施場所

確定次第、別途連絡する。

（令和８年１１月１１日（水）～１１月１８日（水）までの間で実施予定）

②実施方法及び留意事項

ア 審査は応募者ごとに行い、１者につき３０分程度（２０分間のプレゼンテーションのあと、審査委員の質疑を行う。）とする。

イ 順番は、プロポーザル参加申込書の受付順とする。

ウ 出席者は、１者あたり４名以内とする。

エ プレゼンテーションに使用するスライドは、提案書に記載された内容に限るものとし、スライドの分割や拡大は認めるが、内容の変更や新たな配布資料は認めない。

オ 説明は提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で行うこと。

カ 会社名が特定できるような説明は行わないこと。

キ 審査は非公開のもと実施するものとする。

ク 開始時間、その他の詳細な事項については、参加資格確認結果と併せて通知する。

③当日機材

本町はプレゼンテーション用に、プロジェクター、スクリーン等を用意する。その他提案者が必要とする機材は持参すること。

（５）評価基準

①基本項目

・現状の課題と分析

②返礼品及び返礼品提供事業者に関する業務

・事業者開拓及び支援

・返礼品開発及び改良

③管理及び業務体制

・寄附管理システム

・コールセンター業務

・業務執行及び在庫等管理体制

・ワンストップ受付業務

④PRに関する業務

- ・魅力の発信及び広告

⑤報告業務

- ・各種報告業務

⑥その他

- ・経費率
- ・独自の提案

⑦プレゼンテーション

⑧見積金額

(6) 優先交渉権者の選定及び決定

ア 審査委員会は、提出された提案書等を審査し、総得点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定し、その結果を町長へ報告する。

イ 前項の審査における応募者の得点は、各委員の採点を合算し、委員数で除した値とする。

ウ 最低制限基準点を満点比60%とし、総得点が最低制限基準点に満たない者については、審査委員会は優先交渉権者として選定しない。応募者が1者の場合、審査委員会は評価点数の平均が70点以上の場合、優先交渉権者として選定する。

エ 応募者の得点が同点であった場合は、各審査項目の得点を参考に審査委員会が合議により優先交渉権者を選定する。

オ 町長は、審査委員会からの報告に基づき、優先交渉権者を決定する。

カ 応募者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

(7) 結果の通知

ア 審査結果は、応募者に文書で通知する。

イ 電話等による問い合わせには応じない。

ウ 審査の経緯については、公表しない。

エ 審査の結果に対する異議申し立ては認めない。

11. 仕様の協議及び契約の締結

(1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行う。

(2) 本業務における契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約であり、優先交渉権者との契約の締結に向けた協議の結果、合意に至らなかった場合、又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける欠格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者（最低制限基準点を満たしている者に限る。）を繰り上げて、その者と契約の締結に向けて協議を行う。

(3) 契約の締結後においても受託者が本プロポーザルにおける欠格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

12. 参加辞退について

参加表明書を提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）

を「14. お問い合わせ先」宛に提出すること。

13. その他

- (1) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は、日本語とする。
- (2) 本プロポーザルに係るすべての費用は応募者の負担とする。
- (3) 応募者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

14. お問い合わせ先

〒519-5292

三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地 1

御浜町役場 総務課 財政係

TEL : 0 5 9 7 9 - 3 - 0 5 0 5

FAX : 0 5 9 7 9 - 2 - 3 5 0 2

Mail : m-soumu@town.mihama.mie.jp